

株式取扱規則

1970年11月27日制定
 2001年10月 1日改正
 2002年 6月25日改正
 2003年 4月 1日改正
 2003年 7月 1日改正
 2004年 6月23日改正
 2004年 7月20日改正
 2006年 8月31日改正
 2007年11月26日改正
 2009年 1月 5日改正
 2009年 6月24日改正
 2011年 2月 1日改正
 2016年 1月12日改正

第1章 総則

(目的)

第1条 当会社の株主の権利等に関する取扱いその他株式に関する取扱いについては、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下、「機構」という。）および口座管理機関である証券会社等（当会社が開設した特別口座の口座管理機関を含む。以下、「証券会社等」という。）の定めるところによるほか、定款第10条の規定に基づき、本規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区神田錦町三丁目11番地

東京証券代行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区神田錦町三丁目11番地

東京証券代行株式会社本店

当会社の株主名簿作成および備置きその他の事務は、前項の株主名簿管理人に委託する。

(請求、届出等の手続)

第3条 本規則による請求または届出等の手続きは、次項および第5章に定めるものを除き、次の各号の区分に応じて、当該各号に定める口座管理機関に対して行うものとする。

- 1 自ら開設した振替口座に記録された株式に関して手続きを行う場合 当該口座が開設

されている口座管理機関

2 当会社が開設した特別口座に記録された株式に関して手続きを行う場合 特別口座の管理機関

前項に定める口座管理機関において受理または取り次ぐことができない配当金の支払い、その他当会社が株主名簿管理人に事務を行うことを委託した事項についての請求または届出等の手続きは、株主名簿管理人に対して行うものとする。

(請求、届出等における本人確認)

第4条 本規則による請求または届出等が株主から証券会社等及び機構を経由して行われる場合は、当会社は、当該請求または届出等が株主本人からなされたものとみなして取り扱う。

本規則による請求または届出等が株主から当会社または株主名簿管理人に対して直接行われる場合は、本人であることを証する書面を添えるものとする。ただし、当会社において本人からの請求または届出等であるとみなしたときはこの限りではない。

前項の請求または届出等について、代理人により行うときは代理権を証する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証する書面を提出するものとする。

第1項及び第2項の規定は、代理人、保佐人及び補助人に準用する。

(営業日の計算)

第5条 本規則において、営業日とは、機構の休業日以外の日をいう。

第2章 株主名簿への記載または記録

(株主名簿への記載または記録)

第6条 当会社は、機構から総株主通知を受けたときは、当該通知の内容に基づいて株主名簿への記載または記録を行う。

当会社は、機構から住所または氏名若しくは名称その他届出がなされた事項について変更の通知を受けたときは、当該通知の内容に基づいて株主名簿の記載または記録を変更する。

前2項のほか、株式の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

第3章 諸届

(住所、氏名または名称の届出)

第7条 株主またはその法定代理人は、証券会社等および機構を経由して、住所、氏名または名称を届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

(在外株主等の仮住所または代理人の届出)

第 8 条 外国に居住する株主またはその法定代理人は、証券会社等および機構を経由して、日本国内に仮住所または代理人を定めてこれを届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

(法定代理人の届出)

第 9 条 親権者または後見人等の法定代理人があるときは、証券会社等および機構を経由して、法定代理人の住所、氏名または名称その他必要な事項を届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

(共有株式の代表者の届出)

第 10 条 共有株式の代表者を定めるときは、証券会社等および機構を経由して、共有代表者の住所、氏名または名称その他必要な事項を届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

(法人の代表者の届出)

第 11 条 株主が法人の場合には、証券会社等および機構を経由して、法人の代表者の役職名および氏名を届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

(配当金の振込先指定の届出)

第 12 条 配当金を受け取る預金口座または貯金口座を指定するときは、証券会社等および機構を経由して、これを届け出るものとする。これを変更したときもまた同様とする。

(登録株式質権者への準用)

第 13 条 第 4 条および本章の規定は、登録株式質権者にこれを準用する。

第 4 章 単元未満株式

第 1 節 単元株式数

(単元株式数)

第 14 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

第 2 節 単元未満株式の買取り

(単元未満株式の買取請求)

第 15 条 単元未満株式の買取りを当会社に請求（以下「買取請求」という。）するときは、機構の定めるところに従い、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

前項の買取請求の効力は、買取請求に係る通知が機構から株主名簿管理人の事務取扱場所に到達したときに発生するものとする。

(買取請求に係る単元未満株式の買取価額)

第 16 条 前条に基づき買取請求がなされた単元未満株式の買取価額は、第 2 項により定められる 1 株当たりの買取価格に買取請求に係る単元未満株式数を乗じて得た金額とする。

買取請求に係る単元未満株式の 1 株当たりの買取価格は、買取請求の効力発生日に東京証券取引所において当会社株式につき最終に成立した普通売買取引の 1 株当たりの価格とし、同日に当会社株式の普通売買取引がないときは、その後同取引所において最初に成立した普通売買取引の 1 株当たりの価格とする。

(買取請求に係る単元未満株式の買取代金の支払)

第 17 条 買取請求に係る単元未満株式の買取代金は、前条に基づく買取価額の決定日の翌日から起算して、4 営業日目の日に支払うものとする。

(買取請求に係る単元未満株式の移転)

第 18 条 買取請求に係る単元未満株式は、前条に基づく買取代金の支払手続きが完了した日に当会社の口座に振り替えられるものとする。

第 3 節 単元未満株式の売渡し

(単元未満株式の買増請求)

第 19 条 所有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところに従い、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

前項の買増請求の効力は、買増請求に係る通知が、機構から株主名簿管理人の事務取扱場所に到達したときに発生するものとする。

(買増請求の制限)

第 20 条 同一日になされた買増請求に係る単元未満株式数の合計が、当会社が買増請求に応じて売り渡すために保有する自己株式数を超えているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

当会社は、買増請求に応じて売り渡すために保有する自己株式数が 1,000 株を下回ったときは、その翌営業日以降、同株式数が 5,000 株以上となった日までの間、新たな買増請求の受付を停止する。

(買増請求の受付停止期間)

第 21 条 当会社は、毎年、次の各号に定める日から起算して 10 営業日前から当該各号に定める日までの間、それぞれ買増請求の受付を停止する。

- 1 3月末日
- 2 6月末日
- 3 9月末日

4 12月末日

前項の規定にかかわらず、当会社または機構が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができる。

(買増請求に係る単元未満株式の買増価額)

第 22 条 第 19 条に基づき買増請求がなされた単元未満株式の買増価額は、次項により定められる 1 株当たりの買増価格に買増請求に係る単元未満株式数を乗じて得た金額とする。

買増請求に係る単元未満株式の 1 株当たりの買増価格は、買増請求の効力発生日に東京証券取引所において当会社株式につき最終に成立した普通売買取引の 1 株当たりの価格とし、同日に当会社株式の普通売買取引がないときは、その後同取引所において最初に成立した普通売買取引の 1 株当たりの価格とする。

(買増請求に係る単元未満株式の買増代金の受領)

第 23 条 当会社は、買増請求に係る単元未満株式の買増代金を前条第 1 項に基づく買増価額が決定した日の翌営業日から起算して 3 営業日目の日に、証券会社等を通じて受領するものとする。

(買増請求に係る単元未満株式の移転)

第 24 条 当会社は、買増代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、当会社が売り渡すべき株式の買増請求をした株主の振替口座への振替を申請する。

第 5 章 株主の権利の行使

第 1 節 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第 25 条 社債、株式等の振替に関する法律(以下、「振替法」という。)第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を証券会社等および機構を経由せずに当会社に対して直接行使するときは、書面により行うものとする。ただし、閲覧贋写請求に係る権利行使は、当会社が定める書式により行うものとする。

第 2 節 電磁的方法による議決権の行使

(議決権行使ウェブサイト)

第 26 条 当会社における電磁的方法による議決権の行使は、インターネット上の「議決権行使ウェブサイト」(<http://www.tosyodai54.net>)において、これを行うものとする。

(議決権行使コード及びパスワード)

第 27 条 「議決権行使ウェブサイト」において議決権を行使するに当たっては、別途株主に通知する議決権行使コード及びパスワードを入力してこれを行うものとする。

(本人確認)

第 28 条 当会社は、「議決権行使ウェブサイト」において議決権行使コード及びパスワードを正しく入力した者を株主本人として取り扱う。

(通信料金等の負担)

第 29 条 「議決権行使ウェブサイト」の利用に伴って発生する通信料金及び接続料金は、株主がこれを負担するものとする。

(二重行使の取扱い)

第 30 条 書面と電磁的方法による議決権の行使が重ねて行われたときは、電磁的方法によるものを議決権の行使として取り扱う。

第 6 章 特別口座

(特別口座の管理機関)

第 31 条 当会社が開設した特別口座の口座管理機関は、次の通りとする。

口座管理機関

東京都千代田区神田錦町三丁目 11 番地

東京証券代行株式会社

同事務取次所

三井住友信託銀行株式会社本店および全国各支店

(特別口座からの振替の申請)

第 32 条 特別口座に記録された株式を他の証券会社等に開設した自己の振替口座へ振り替えるときは、前条に定める特別口座の口座管理機関に対して申請するものとする。

以上